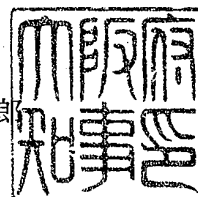




環 保 第 1930 号
平 成 29 年 11 月 2 日

大阪府環境審議会
会 長 石 井 実 様

大阪府知事 松井 一郎



亜鉛の排水基準に係る経過措置について（諮問）

標記排水基準に係る経過措置について、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号）においては、生活環境項目のうち、亜鉛について、同条例に基づく一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な電気めっき業に属する事業場に対し、経過措置として暫定排水基準を定めています。

この暫定排水基準は平成30年3月31日をもって適用期限を迎えることから、本経過措置について、貴審議会の意見を求めるものです。